

## 第3章 農業振興施策の展開

### 1. 本計画の基本的な考え方及び基本目標

#### (1) 基本的な考え方

平成17年3月に策定された農業振興計画『かわさき「農」の新生プラン』は、基本目標を『かわさき130万市民「農」のあるライフスタイルをめざして』と掲げ、地産地消の推進や市民が「農」に親しむ仕組みづくり、また、農地が持つ多面的機能を評価した都市農地の保全と活用等、市民サイドに視点を向けた様々な取組を重点的に行ってきました。

本計画では「農」の評価を継続し、引き続き市民サイドに視点を向けた取組を行っていきますが、農業の成長産業化を推進する昨今の国の動向を踏まえ、本市においては担い手・後継者の育成や健全な経営に向けた技術・経営支援等、農業者のさらなる営農意欲の向上が必要なことから、農業者サイドの視点、生業としての農業を改めて再確認していきます。さらに、川崎の「農」の新しい価値を創造するため、多様な産業が集積し、大学等の多様な研究機関が立地する川崎の強みを活かした「連携」による取組を推進していきます。

これらの取組は、限られた財源等の中で、既存の事業を見直し、より効果の高い事業に集中して取組んでいくとともに、庁内の関係局や区役所等とも連携しながら、効果的に事業を推進していきます。

さらに、農業者や市民等、自らが『次世代に引継ぐ かわさきの「農業」』の実現に向けて行動することも必要であることから、農業振興の主体は第1に農業者とし、第2に川崎の農業を支えている市民・事業者、第3に支援を行う農業団体や川崎市、と位置づけ、計画を推進していきます。

#### (2) 基本目標

### 次世代に引継ぐ かわさきの「農業」 ～「農」を育て・創り、活かし・繋ぐ～

『次世代に引継ぐ かわさきの「農業」～「農」を育て・創り、活かし・繋ぐ～』を基本目標とし、育てる・創る（都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造）、活かす（多面的な機能を有する農地の保全・活用）、繋ぐ（「農」とのふれあいによる農業への理解促進）を施策の方向性として、本計画を策定します。

## 2. 施策の体系

基本目標

施策目標

施策

次世代に引継ぐ  
かわさきの「農業」

「農」を育て・創り、  
活かし・繋ぐ

育てる・創る

都市的立地を活かした  
健全な農業経営の推進と創造

担い手・後継者の育成

健全な経営に向けた支援・研究

農業生産基盤の維持・管理

援農ボランティアの育成・活用

多様な連携からの新しい価値の創造

基本戦略 1

持続的・自立的な農業  
経営に向けた支援

基本戦略 2

農業振興地域等の活  
性化

活かす

多面的な機能を有する  
農地の保全・活用

農環境の保全と活用

基本戦略 3

多様な主体との「共  
創」による「新たな農  
業価値」の創造

繋ぐ

「農」とのふれあいによる  
農業への理解促進

市民と「農」を結ぶ仕組みの拡充

農業体験機会の提供

効果的な広報による農業への理解促進

基本戦略 4

多面的機能を有する  
都市農地の維持・保全  
と活用

### (1) 施策目標1：都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造

#### (ア) 担い手・後継者の育成 (課題→P11)

農業が魅力ある産業となるよう様々な施策を展開する一方で、農業者同士のネットワークづくりへの支援を継続的に行っていくとともに、生産力向上に向けた就農間もない新規就農者等への技術支援の充実、経営改善に向けた認定農業者<sup>44</sup>の育成・確保について、取組を推進していきます。



農業後継者講座

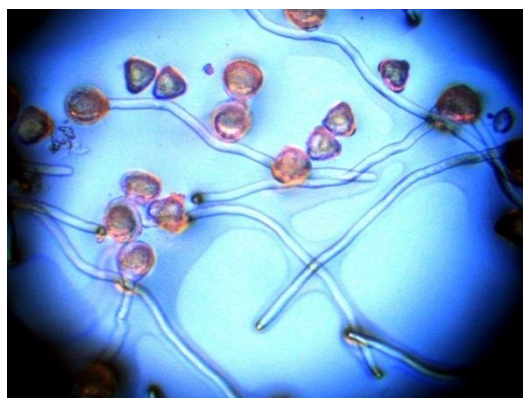
#### (イ) 健全な経営に向けた支援・研究 (課題→P12)

経営支援については、認定農業者への支援の充実や農地の貸し借り促進等を図る一方で、既存のメニューの見直し・再構築を行い、より一層効果の高い事業への転換を図ります。また、近年被害も多い雹害等の自然災害への対応として、農業者が安心して農業を継続できるよう、多目的防災網設置等での経営支援や被害最小化に向けた農業技術支援の研究・普及、さらには共済制度普及等を図っていきます。

また、農業者への技術支援の拠点である農業技術支援センターについては、市民開放施設としてのあり方を見直し、生産性や安全性、持続性の高い生産技術支援が行えるよう、関係機関等とも連携し、研究環境の整備や指導体制を確保していきます。



環境保全型農業講習会



梨花粉発芽率調査

<sup>44</sup> 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。

## 農業技術等に対する支援の充実

### ★農業技術支援センターの今後のあり方について

農業技術支援センターが、農業生産の技術向上や市民の農業理解の具体的取組を実践する拠点となるよう再整備に向けた取組を進めます。

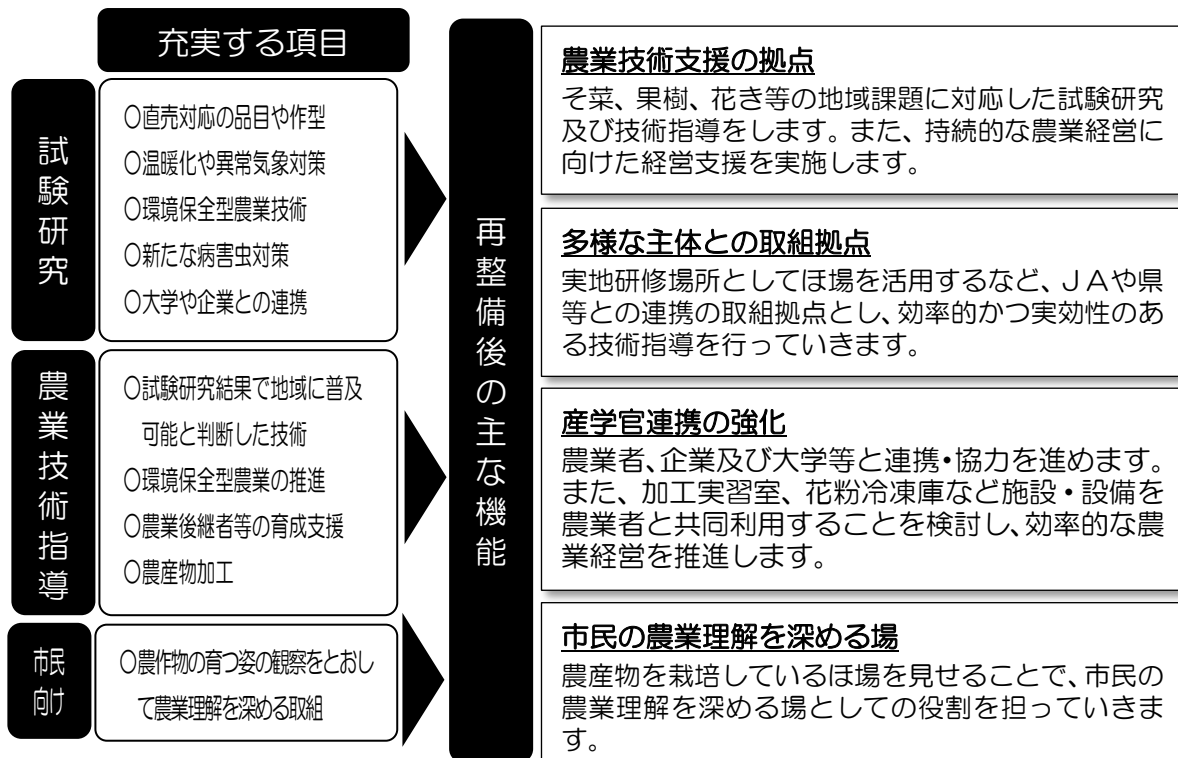
#### ア 再整備の方向性

熱帯果樹温室等の老朽化した施設については、農業技術支援センター設置の目的や必要経費の転換による技術支援機能の充実を勘案し、撤去を基本に検討します。また、撤去した老朽化施設の跡地については、試験ほ場や研修ほ場等としての利用を検討します。

#### イ 農業技術支援機能の充実

試験研究、技術指導の取組に関する機能を充実するとともに、その実施体制を整えていきます。

#### ウ 再整備後の主な機能



ナシ現地研究会

### (ウ) 農業生産基盤の維持・管理 (課題→P16)

農業振興地域内等で老朽化が進む農業用施設は、安定した農業生産を維持するため、本来の機能が発揮できるようストックマネジメントの手法を取り入れ、計画的な補修を行い、長寿命化を図っていきます。

### (エ) 援農ボランティアの育成・活用 (課題→P16)

都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するためには、市民ボランティアの活用が必要不可欠となっています。「農家を手助けするなど援農に協力したい」とする市民の意向も多く、今後も継続して援農ボランティアの育成や、ボランティア団体間の連携を側面的に支援するなどボランティアの利用促進に向けた支援を図っていきます。



かわさきそだち栽培支援講座

### (オ) 多様な連携からの新しい価値の創造 (課題→P17)

市内に立地する大学や企業・地域・行政が連携し、それぞれが強みとして持つ技術や経営資源、知識等を積極的に活用することで、地域農業の活性化を図っていきます。特に、多様な産業が集積する川崎の強みを活かした、農業と商業、農業と工業等、市内の様々な分野との連携により、市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化等に寄与する取組を支援していきます。



JR 東日本横浜支社との連携  
南武線沿線活性化プロジェクト

多摩川梨ジャムのパウンドケーキ

(2) 施策目標2：多面的な機能を有する農地の保全・活用

(ア) 農環境の保全と活用 (課題→P18)

都市の農業は「食」の供給のみならず、景観の保全や防災、教育など、農地が持つ多面的な機能の重要性はますます高まっています。このような多面的機能を評価・活用した施策を継続して推進し、都市農地の保全と活用を図っていきます。

農業振興地域については、ハード面での整備に加え、多面的機能を評価・活用したソフト面での活性化策を併せて進める等により、地域農業者の営農意欲の向上とともに、農環境の保全を図っていきます。

市街化調整区域内農地については、農地の貸し借りを促進し、市街化区域内農地については、一定水準を満たす農地の生産緑地地区への指定を推進することで、都市農地の長期的な保全を図っていきます。

ハーブの栽培による遊休農地の活用 ～早野ハーブ事業～

農業振興地域である早野地区の農業活性化策の一つとして、地区内の遊休化された農地を活用し、省力的な栽培が可能で加工品としての需要も見込まれる「ハーブ」の地域特産物化に向けた取組を進めています。

平成22年度からスタートしたこの事業は、平成23年度からの3年間、地元農業者の理解と協力のもと、福祉団体「はぐるまの会」の受託事業として実施されました。ハーブの栽培を実際に行いながら、ハーブの栽培技術の習得、土地の条件にあった品種の選定、収穫されたハーブの販売先の開拓や売れ筋の調査などを実施し、ハーブ栽培による営農が自立的かつ継続的に行えるよう試験・研究を進めてきました。

平成26年度には、この委託事業は補助事業へと切り替えられ、「はぐるまの会」が自立的な営農を開始できるよう、現在取組が進められています。また同時に、「早野ハーブ」は、ビールやソーセージ等の加工品にも活用され、地域特産品としての育成が進められています。

この事業での経験や成果は、農業振興地域の遊休農地活用等のノウハウとして、今後の事業に活かしていきます。



(3) 施策目標3：「農」とのふれあいによる農業への理解促進

(ア) 市民と「農」を結ぶ仕組みの拡充 (課題→P20)

市民と「農」を結ぶイベント等の「農」に関する取組は、現在、庁内の関係局室区役所や民間事業者等においても多く行われており、市内農業を理解・応援する市民を増やすことにつながっています。これら市民に対する「農」施策が、より効率的かつ効果的に実施できるようそのような主体と連携や情報共有を図り、必要に応じて見直しを行いながら、多くの市民に「農」との交流の場を提供していきます。



畜産まつりでの鶏卵品評会



花と緑の市民フェア

(イ) 農業体験機会の提供 (課題→P20)

「農」に親しみたいとする市民ニーズに応えるとともに、市内農業及び市内産農産物等への市民理解を深めるためには、市民農園やイベント等による農業体験の場の提供は重要です。市が開設から管理までを行う「川崎市市民農園」だけではなく、今後は市が開設支援し利用者組合が管理する「地域交流農園」、また、農業者が開設する「市民ファーム農園」等、利用者や農業者、民間事業者との連携を図る中で、地域の営農環境も考慮しながら、農業体験の機会を提供していきます。

一方で、農業者にとって農業経営の1つの形態として成り立つ「体験型農園」は、労働力不足等の解決にも資するものであり、市民にとっては農業者の指導が受けられる貴重な体験を得られるものでもあるため、今後とも農地所有者に向けて制度の普及・啓発を行っていきます。



市が開設支援し利用者組合が管理する「地域交流農園」での農園祭

## 市民農園について

都市農地の保全と活用とともに、市民の農業理解等を図るため、利用者や農業者、それらをサポートする民間事業者等との連携により、魅力ある農業体験の機会の場を市民に提供する必要があります。

### 1 市民農園の現状

本市では次のとおり、多様な開設・運営形態の市民農園が設置されています。

市民農園の種類と内容

平成27年4月1日現在

農園名	川崎市市民農園 (市開設市管理型)	地域交流農園 (市開設利用者組合 管理型)	市民ファーム農園 (農地所有者開設・管理型)	体験型農園 (農園利用方式、農家管理型)	市民農園整備促進法 による農園 (農地所有者開設・管理型)
根拠法令	特定農地貸付け法	特定農地貸付け法	特定農地貸付け法	—	市民農園整備促進法 特定農地貸付け法のみなし規定
運営者	川崎市	利用者による管理組合	農地所有者	農家	農地所有者
用地	借地(使用貸借)	借地(使用貸借)	自己所有地	自己所有地	自己所有地
借地料	無償	無償	—(自己所有地)	—(自己所有地)	—(自己所有地)
一区画面積	10㎡	10㎡	6～100㎡	—	25～60㎡
総区画数	652区画	40区画	991区画	—	75区画
箇所数	5か所	1か所	15か所	10か所	3か所
総面積	10,773㎡	852㎡	36,214㎡	20,084㎡	3,664㎡
備考	—	—	—	相続税納税猶予の対象	—

### 2 市民農園をめぐる市の役割

本市は、地域特性に大きな差異があります。工業・商業が中心である市中南部地区は、人口密度も高いことから、貴重な都市農地を保全するとともに、市民に「農」とのふれあいを提供する市民農園を、市が開設することにより確保していくことは大変有効と考えられます。

一方、市北中部地区については、農地が比較的多数残っており、農地所有者が市民農園を開設する余地があるため、農地所有者開設型市民農園(市民ファーム農園)の設置を促すことが有効であると考えられます。

市民農園は高齢者の生きがいや健康維持にも有効であり、特に市南部地区の川崎市市民農園の人気は高く、既存の川崎市市民農園は維持できるよう努めますが、利用者の自治による効率的で柔軟な管理は利用者の利便性向上にも資することから、農地所有者の同意が得られたものから順次、地域交流農園に転換することを目指します。



### (ウ) 効果的な広報による農業への理解促進 (課題→P21)

安全・安心な市内産農産物を評価し、市内農業を応援する市民が増えている一方で、農薬散布や堆肥の臭気、野焼き等、まだまだ市民の農業理解が得られない面もあります。既存の発信手段や発信情報等を見直し、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的機能について、PRを図っていきます。

また、市内のレストラン等の飲食店と共同した取組は、市内産農産物のさらなる活用やPRに有効であることから、今後、多様な主体との連携を図る中で取組を推進していきます。



「菜果ちゃん」を活用したイベントでの市内産農産物のPR

#### かわさき地産地消推進協議会の取組について

かわさき地産地消推進協議会は、平成17年に「かわさき農産物ブランド協議会」を発展的に改組し、かわさき農産物ブランドをはじめとする高品質で信頼の置ける新鮮・安心な市内産の農産物等の生産を促進し、生産者と市民（消費者）相互の顔が見える関係を作り出し、環境に配慮した流通の推進を図るため設置されました。

現在、かわさき地産地消推進協議会を開催し、かわさき農産物ブランド「かわさきそだち」をはじめとする市内産農産物の地産地消に向けた、集荷、販売体制の確立に関することや事業報告を行うとともに次のような事業を行っています。

#### **【広告宣伝事業】**

ブランドマップや共同直売所の位置を紹介した直売所マップなどをイベント等で配付したり、テレビやラジオの番組、雑誌、新聞、インターネットメディア等で取り上げてもらうよう、パブリシティ活動を行っています。

#### **【地産地消推進事業】**

主催イベントである、かわさき地産地消フェアの開催、他のイベントでの農産物直売会、かわさきそだち料理教室、学校給食（自校献立）への市内産農産物の供給、地産地消体験バスツアーの実施など、かわさきそだちPRのための多彩なイベントを行っています。また、桃の節句の風物詩として、「馬絹の花桃」を市長に贈呈したり、地域特産物確立のため「菅ののらぼう菜」の品質の安定化と向上を図るための栽培講習会、さらには流通・食品加工業界関係者の認知度を上げるための試食会等を実施しています。